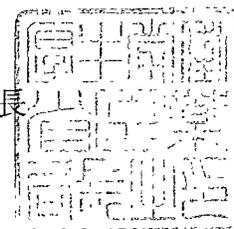


医薬発第306号
平成13年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長



化粧品基準の一部改正について

平成13年3月30日厚生労働省告示第158号をもって、化粧品基準（平成12年9月厚生省告示第331号）の一部が改正されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者対し周知徹底を図られたい。

なお、改正された化粧品基準は、平成13年4月1日より適用されるものである。

記

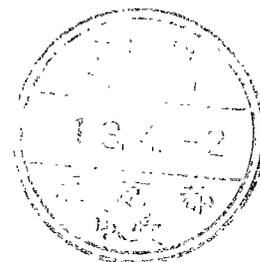


1 改正の趣旨

薬事法第42条第2項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる防腐剤及び紫外線吸収剤の範囲を拡大したものであること。

2 改正の内容

- (1) 別表第3を改正し、別紙1のとおり、防腐剤2成分について最大配合量を拡大するとともに、防腐剤「亜鉛・アンモニア・銀複合置換型ゼオライト」についてその説明を付したこと。
- (2) 別表第4を改正し、別紙2のとおり、紫外線吸収剤について新たに3成分を収載するとともに、18成分について最大配合量を拡大したこと。



別紙 1

成 分 名	100 g 中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用 されない化粧 品のうち洗 い流すもの	粘膜に使用 されない化粧 品のうち洗 い流さない もの	粘膜に使用 されること がある化粧 品
塩酸アルキルジアミノエチルグリシン	0.20		
ヨウ化パラジメチルアミノステリルヘプチル メチルチアゾリウム	0.0015	0.0015	

※ 空欄は、配合してはならないことを示す。

別紙 2

新規収載

成 分 名	100 g 中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用 されないこと がない化粧 品のうち洗 い流すもの	粘膜に使用 されないこと がない化粧 品のうち洗 い流さない もの	粘膜に使用 されること がある化粧 品
4-(2-β-グルコピラノシロキシ) プロポキシ-2- ヒドロキシベンゾフェノン	5.0	5.0	
テレフタリリデンジカンフルスルホン酸	10	10	
フェルラ酸	10	10	

最大配合量の拡大

成 分 名	100 g 中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用 されないこと がない化粧 品のうち洗 い流すもの	粘膜に使用 されないこと がない化粧 品のうち洗 い流さない もの	粘膜に使用 されること がある化粧 品
サリチル酸オクチル	10	10	5.0
サリチル酸ホモメンチル	10		
2,5-ジイソプロピルケイ皮酸メチル	10	10	
ジパラメトキシケイ皮酸モノ-2-エチルヘキサ ン酸グリセリル	10		
ジヒドロキシジメトキシベンゾフェノン	10	10	
ジヒドロキシジメトキシベンゾフェノンジス ルホン酸ナトリウム	10	10	
ジヒドロキシベンゾフェノン	10	10	
1-(3,4-ジメトキシフェニル)-4,4-ジメチル-1 ,3-ペンタンジオン	7.0	7.0	
テトラヒドロキシベンゾフェノン	10	10	0.050
2,4,6-トリス [4-(2-エチルヘキシルオキシ カルボニル) アニリノ] -1,3,5-トリアジン	5.0	5.0	
トリメトキシケイ皮酸メチルビス(トリメチル シロキシ)シリルイソペンチル	7.5	7.5	2.5
パラジメチルアミノ安息香酸アミル	10	10	
パラジメチルアミノ安息香酸2-エチルヘキシ ル	10	10	7.0
パラメトキシケイ皮酸イソプロピル・ジイソ プロピルケイ皮酸エステル混合物	10	10	
パラメトキシケイ皮酸2-エチルヘキシル	20	20	8.0
ヒドロキシメトキシベンゾフェノンスルホン 酸及びその三水塩	10	10	0.10
ヒドロキシメトキシベンゾフェノンスルホン 酸ナトリウム	10	10	1.0
4-tert-ブチル-4'-メトキシジベンズイルメタ ン	10		

※ 空欄は配合してはならないことを示す。